

保険証をお忘れの方（提示できない方）へ

保険証（各種医療証、受給者証のみお忘れの場合も含まれます。）は、初診時、変更時及び月初めには必ず窓口へ御提示をお願いします。お忘れになった（提示できない）場合、自費診療となり全額自己負担いただきますが、保険証を確認でき次第、差額を返金いたします（保険証を当月末までにお持ちいただけない場合、返金できなくなりますのでご注意ください）。**精算できなかった場合は、御自身で療養費の支給申請をお願いいたします。**

記

1 返金（精算）方法

- ・受診された日の同月内に当院へ保険証と領収証と印鑑をご持参ください。
- ・当院にて差額を返金いたします。

（例）7月10日に受診した場合：7月31日までであれば手続き可能
《持参するもの》

- ・健康保険証（各種医療証、受給者証などの公費医療証）
- ・診察券
- ・領収書 ※翌月以降になりますと返金対応ができませんので御了承ください。

2 精算できなかった場合

領収書、診療明細書をお持ちになり、保険証記載の保険者へお問い合わせください。

※受診された月の翌月5日以降の手続きは、次のとおりとなります。

(1) お住まいの市町村の国民健康保険に御加入されている場合

⇒御加入の市町村の国民健康保険窓口にお尋ねください。

(2) 上記以外の健康保険組合（協会けんぽ・健康保険組合・共済組合・国保組合等）に御加入されている場合

⇒勤務先・事業所にお尋ねください。

※手続きの際、診療報酬明細書の提出を求められる場合があります。

3 留意事項

- ・全額自己負担払の場合は、北海道の条例に基づき、診療単価が13円（通常の保険診療は10円）になるとともに消費税及び地方消費税が加算されます。
- ・御不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

※お問い合わせ先：北海道立羽幌病院 総務課 医事

（電話：0164-62-6060 内線 120）

北海道立羽幌病院

院長 阿部 昌彦